

農業ひろさき

2023年4月1日 (第206号)
(令和5年4月1日)

編集と発行：弘前市農業委員会

弘前市大字上白銀町1-1 前川本館3階 電話0172-40-7104



もしものときに備えて「農業経営の引き継ぎ書」を作りましょう!

農業経営に関する情報をご家族や次の経営主へ引き継ぐための「農業経営の引き継ぎ書」を作りますか？

経営主の方のもしものときに農地や営農に関する情報がご家族へ引き継がれていないと、その後の営農継続に支障をきたすことが想定されます。

そのため、あらかじめ農地などの資産情報や、年間の耕作スケジュールなどの営農情報等を「農業経営の引き継ぎ書」に残しておき、スムーズな経営継承につなげましょう!

「農業経営の引き継ぎ書」は市役所農政課、岩木・相馬各総合支所、市内JA各支店などで配布しているほか、市ホームページ(下記URL、QRコード)からダウンロードすることができます。

市HP：<https://www.city.hirosaki.aomori.jp/sangyo/nogyo/nogyo-hikitugi.html>

■問い合わせ先 ひろさき農業総合支援協議会事務局

(弘前市農政課農地支援係) (市役所前川本館3階) ☎40-0656

【引き継ぎ書の表紙、内容】



弘前市農業無料職業紹介所の開設について

市では、農業における労働力不足の解消を目的に「弘前市農業無料職業紹介所」を開設し、市内の農業者(求人者)と農業で働きたい人(求職者)のマッチングを行っています。

◆取扱職種 農業

◆求人・求職の範囲

求人者：弘前市内の農業者、または農業法人

求職者：市内の農家等で働きたい人

◆設置場所 弘前市大字上白銀町1番地1 市役所農林部内

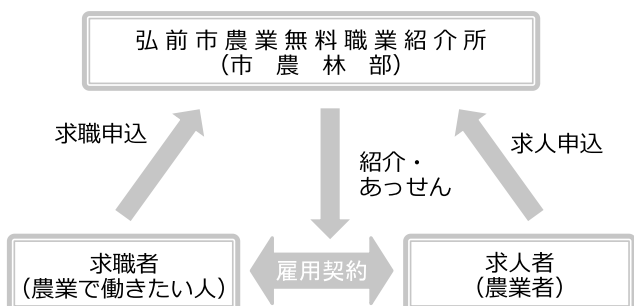
◆開設時間 毎週月曜日から金曜日の

午前8時30分から午後5時00分まで

(祝祭日・年末・年始などの閉庁日を除く。)

■問い合わせ先 農政課地域経営係(市役所前川本館3階)

☎40-7102



春の農作業安全運動実施中

農作業が本格化するこれからの季節は、農作業事故が多くなります。

耕起や田植え、薬剤散布など大型機械を使用する作業や、摘花など高所でを行う作業では、転落・転倒により重大な事故となる危険性がありますので、作業場所をよく確認し、危険な箇所には目印を設置するなど、事前の対策に取り組みましょう!

◆農作業安全のポイント!

- ①慣れた作業でも油断せず、注意して行いましょう。
- ②自分を過信せず、十分な休憩を取りましょう。
- ③一人での作業は避け、やむを得ず一人で行う場合は家族に作業場所を伝え、携帯電話を持ちましょう。

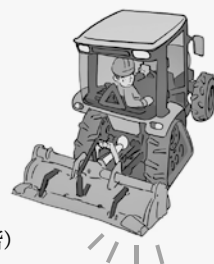
◆弘前市内での農作業事故の発生件数

- 令和2年 ⇒ 事故3件
(うち死亡事故1件)
- 令和3年 ⇒ 事故6件
(うち死亡事故3件)
- 令和4年 ⇒ 事故1件
(うち死亡事故1件)

■問い合わせ先

農政課農産係(市役所前川本館3階)

☎40-0504



農業機械利用技能者育成研修

青森県営農大では農業機械の適正な導入及び効率的かつ安全な利用を推進するため、下記の研修を実施しています。

(1) 農作業安全研修

農業機械の取扱操作と農作業安全に関する知識・技能を習得するとともに、大型特殊自動車運転免許又はけん引免許(いずれも農耕作業用自動車限定)の取得を目的として行う研修です。

- ア. 一般農業者コース…一般の農業者及び農業関係者
- イ. 新規就農者コース…新規就農者(就農から概ね5年以内)及び社会人の就農希望者(受講後、2年以内に就農を予定)
※免許取得には、青森県運転免許センター(青森市)で技能試験を受験し、合格する必要があります。

(2) 農業機械整備研修

農業機械の性能や安全性を確保し、農業機械費の削減を促進するため、農業機械の整備及び管理方法についての知識・技能について習得できる研修です。

(1)、(2)とも、研修日程は右下のQRコードのリンク先からご確認ください。

◆受講願提出方法

「農業機械利用技能者育成研修受講願」(営農大ホームページからダウンロード)に必要な事項を記載し、運転免許証の写しを添えて提出してください。

※提出に際して、「令和5年度青森県農業機械利用技能者育成研修実施要領」を必ずご確認ください。

◀詳細はこちら▶

◆受講資格

- ・市内に居住する満18歳以上の農業者、農業後継者、市内の農業法人等への就業者及び農業関係者
- ・運転免許証(住所が青森県内となっていること)を所持していること
- ・けん引免許受講者は原則として大型特殊自動車運転免許を取得している方



◆受講願提出期間 5月9日(火)まで

◆決定方法 受講が適当と認められた方には、令和5年6月12日までに青森県営農大から直接通知があります。

※応募多数の場合は、青森県営農大で選定の上、通知します。

■受講願提出先・問い合わせ先 農政課担い手育成係(市役所前川本館3階) ☎40-0767

新たな農業経営士、 青年農業士を紹介します

令和4年度に県から、農業経営士、青年農業士に認定された本市の農業者を紹介します。

地域農業の推進役として、今後一層の活躍が期待されます。

今回の認定者を含め、本市の農業経営士は14人、青年農業士は21人となります。

【農業経営士】 【青年農業士】 【青年農業士】



神直哉



成田晃



一戸健司

農業農村整備を支援します!

市では、国の補助事業を活用した、用排水路、ほ場、道路、ため池の整備等、地域の実情に応じた農業農村整備事業を行っています。

補助事業の詳しい内容を知りたい方、又は補助事業の活用をお考えの方は、お問い合わせください。

◆農業農村整備事業の活用事例

- ・農道の拡幅整備
- ・樹園地におけるかんがい施設の整備
- ・ほ場の排水対策、土壌改良
- ・老朽化が進行している農業水利施設の更新整備
- ・ため池や用排水施設等の整備など



◆詳細はこちら

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/nn/shoukai/index.html>

■問い合わせ先

農村整備課農村整備係(市役所前川本館3階) ☎40-2955

農地の権利取得に係る面積要件がなくなりました

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が、令和5年4月1日から施行されました。

これにより、これまで50アールであった、農地の権利取得に係る面積要件は廃止されました。なお、農地の効率利用など、権利取得に関するほかの要件はこれまでと同様です。農地の取得に関しての詳しいことは下記までお問い合わせください。

■問い合わせ先 ・農業委員会事務局農地調整係(市役所前川本館3階) ☎40-7104

・農業委員会事務局岩木分室(岩木庁舎1階) ☎82-1621 ・農業委員会事務局相馬分室(相馬庁舎1階) ☎84-2111

農業委員または農地利用最適化推進委員へ

「農地に関するご相談」は、お近くの

「養成事業」研修生募集のお知らせ

青森県りんご病害虫マスター養成事業

- ◆研修内容 りんご病害虫の発生予察から防除までの基礎知識及び応用技術など
- ◆研修期間 令和5年6月～令和6年3月
- ◆募集人員 15名
- ◆対象年齢 概ね30歳から45歳のりんご栽培に従事している方。
- ◆応募資格 将来りんごの自立経営をできる意欲のある方で、青森県りんご協会の会員、もしくは家族会員である方。



市では、次のとおり養成事業の研修生を募集します。研修受講をご検討の方はご相談ください。

- ◆申込み方法 応募資格等をご確認のうえ、青森県りんご協会地区支会長の推薦をもって申し込みとなります。地区支会会長は、申込期日までに推薦書を提出してください。
- ◆申込締切 5月2日（火）
※応募多数の場合は選考となります。
※今後、内容等の一部が変更となる場合もあります。
- 問い合わせ・申込先 りんご課生産振興係（市役所前川本館3階） ☎40-7105

稲わらは燃やさず有効利用しましょう！

稲わら焼却の煙は、健康に悪影響を及ぼしたり交通障害を引き起こす可能性があります。稲わらは収集し、敷きわらにする、堆肥の原料として活用する等有効利用しましょう。また、春にすき込む場合は、雪が溶けてほ場が乾いたら、できるだけ早くすき込むようにしましょう。



■問い合わせ先 中南地域県民局地域農林水産部 農業普及振興室 ☎33-2903

令和5年度農地賃借料情報

■問い合わせ先 農業委員会農地調整係・農地利用促進係（市役所前川本館3階） ☎40-7104

農地の賃貸借契約を締結する際の目安にしてみようため、農業委員会では、令和4年1月から令和4年12月までの賃貸借契約における市内の水田や樹園地などの賃借料を集計した賃借料情報を提供します。

～農地の賃借料を決める際の参考としてご活用ください。～

1 田（水稲）、樹園地の部

参考地区	区分	実績面積 (㌦)	すべての賃貸借			
			件数 (件)	左のうち、賃借料が 金銭以外の件数(件)	賃借料平均額 (10㌦当たり)(円)	最低額～最高額 (円)
水稲複合型地区 (和徳・豊田・堀越・藤代・大浦)	田(水稲)	3,231	80	33	10,300	5,900～18,800
	樹園地	1,092	22	2	7,800	3,700～15,000
果樹主作型地区 (清水・千年・裾野・相馬)	田(水稲)	2,498	76	31	10,600	6,000～16,400
	樹園地	1,287	20	4	7,700	333～17,400
果樹複合型Ⅰ地区 (弘前・東目屋・新和・船沢・岩木)	田(水稲)	2,615	81	42	10,600	8,000～16,400
	樹園地	1,191	23	2	9,300	3,700～20,000
果樹複合型Ⅱ地区 (高杉・石川・駒越)	田(水稲)	4,609	108	26	9,700	5,500～21,000
	樹園地	954	20	1	8,800	4,200～14,000
弘前市全域の合計及び平均	田(水稲)	12,953	345	132	10,300	
	樹園地	4,524	85	9	8,400	

2 畑（普通野菜・花き等）の部

参考地区	実績面積 (㌦)	すべての賃貸借			
		件数 (件)	左のうち、賃借料が 金銭以外の件数(件)	賃借料平均額 (10㌦当たり)(円)	最低額～最高額 (円)
弘前市全域	2,984	42	1	8,100	3,000～10,800

※平均額には、金銭以外で賃借料を支払ったものも金額換算して算入しています。
 ※各金額欄は、100円未満を四捨五入しています。
 ※金銭以外での支払いは、田が米で、樹園地はりんごが主なものとなっています。



仮設トイレの購入を支援します!! 農業労働力雇用環境整備事業

農業者等が労働者を雇用することを目的として実施する園地等への仮設トイレの設置に要する経費の一部を補助します。

◆対象者

- ①市内に住所を有する農業者
- ②市内に本店を有する農地所有適格法人
- ③2戸以上の①又は②で組織された農業者団体

◆主要要件

- ・経営面積が1ha以上あること
- ・親族以外の雇用があること

◆補助金額

仮設トイレ設置に係る経費の2分の1、又は10万円のいずれか少ない額

◆公募締切

4月12日(水)

◆応募に必要なもの

- ・購入金額がわかる書類(見積書等)
- ・印鑑

◆留意事項

応募者が多数の場合は、③の農業者団体が共同利用する場合を優先的に採択し、その後、残りの応募者で抽選を行い採択者を決定します。

■問い合わせ先 農政課地域経営係(市役所前川本館3階) ☎40-7102



果樹経営支援対策事業

りんご園の改植(令和6年春植え)などを支援する国改植事業について以下のとおり受付しています。

市内に住所を有する方で補助金の活用を希望する場合は、お申し込みください。

◆つがる弘前農協組合員申込先 → 所属している各支店

■問い合わせ先 つがる弘前農協農業振興課 ☎82-1090

◆申込締切 5月12日(金)

◆津軽みらい農協組合員申込先 → 石川支店

■問い合わせ先 津軽みらい農協石川グリーンセンター指導係 ☎92-3311

◆申込締切 5月31日(水)

※各農協組合員以外の人

■問い合わせ先 りんご課生産振興係(市役所前川本館3階) ☎40-7105

農地流動化情報は、市のホームページからも情報提供!

農業委員会では、農地の有効利用と遊休農地解消対策として、「農地を貸したい、売りたい」または「借りたい、買いたい」などの情報を提供しています。

☉ 農業・商工業・観光 > 農業情報 > 農地に関すること > 農地流動化情報



令和5年度 健診・ドックの実施について

体の異常の早期発見と早期治療のため、健診を毎年受けましょう。

弘前市内だけでなく、板柳町の一部の医療機関でも国保特定健診及び後期高齢者健診を受診できます。マスクの着用や手指の消毒など、感染症予防対策をして受診しましょう。

健診名	対象	料金	実施期間
国保特定健診 後期高齢者の健診	国民健康保険に加入している40歳以上の人、または後期高齢者医療制度に加入している人	無料 (健診には約1万円の費用がかかりますが、受診券を使用することで年度内1回に限り、無料で受診できます。)	4月25日～ 令和6年3月15日
国保人間ドック	次のいずれにも該当する人 ○国民健康保険に加入している40歳以上の人	4,250円 (年度内1回。国保特定健診が含まれ、同時受診となります。また、検診内容や年齢により自己負担額が増減することがあります。)	4月15日～ 令和6年3月15日 ※4月3日から予約を受け付けます。
国保脳ドック	○国民健康保険料の滞納がない世帯の人	5,000円 (年度内1回。国保特定健診または国保人間ドックとは別に受診できます。)	4月1日～ 令和6年3月31日
後期高齢者の 歯科健診	後期高齢者医療制度に加入している人	無料 (年度内1回。受診券はありませんので、被保険者証をお持ちください。)	5月1日～ 令和6年3月31日

◆詳細は『令和5年度健康と福祉ごよみ』をご覧ください。

■問い合わせ先

【国保特定健診・国保人間ドック・国保脳ドック】国保年金課国保健康事業係 ☎35-1116

【後期高齢者の健診・歯科健診】国保年金課後期高齢者医療係 ☎40-7046

